

労働関係助成金 活用ガイドブック

三重労働局

※ 本ガイド中、＜ ＞は、生産性要件を満たした場合の額を示す。

目次

主な労働関係助成金フロー表	1
1. 人材開発支援助成金	
特定訓練コース	3
一般訓練コース	4
キャリア形成支援制度導入コース	5
職業能力検定制度導入コース	6
2. キャリアアップ助成金	
正社員化コース	8
人材育成コース	9
賃金規定等改定コース	10
健康診断制度コース	11
賃金規定等共通化コース	12
諸手当制度共通化コース	13
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	14
短時間労働者労働時間延長コース	15
3. 職場定着支援助成金	
雇用管理制度助成コース	17
保育労働者雇用管理制度助成コース	18
介護労働者雇用管理制度助成コース	19
介護福祉機器助成コース	20
4. 業務改善助成金	
業務改善助成金	22
5. 両立支援等助成金	
女性活躍加速化コース	24
6. 職場意識改善助成金	
勤務間インターバル導入コース	26
7. 【参考】労働関係助成金フロー表	27

主な労働関係助成金フロー表

従業員を
育成したい

従業員
に訓練を
受けさせる
場合

正規
雇用労働者
向け

人材開発支援助成金 → P.3,4
(一般訓練or特定訓練コース)

非正規
雇用労働者
向け

キャリアアップ助成金 → P.9
(人材育成コース)

従業員の
処遇や
職場環境を

改善したい

非正規雇用労働者向け

正社員等に登用する
場合

キャリアアップ助成金 → P.8
(正社員化コース)

基本給を増額する場合

キャリアアップ助成金 → P.10
(賃金規定等改定コース)

社会保険加入 + 基本給
を増額する場合

キャリアアップ助成金 → P.14
(選択的適用拡大導入時処遇改善コース)

正社員と共通の賃金規
定を作成する場合

キャリアアップ助成金 → P.12
(賃金規定等共通化コース)

所定労働時間延長 + 社
会保険に加入する場合

キャリアアップ助成金 → P.15
(短時間労働者労働時間延長コース)

機器等整備 + 勤務間インター
バルを導入する場合

職場意識改善助成金 → P.26
(勤務間インターバル導入コース)

機器等整備 + 最低賃金を引き上
げる場合

業務改善助成金 → P.22

諸手当制度を
新設する場合

正規
雇用労働者
向け

職場定着支援助成金 → P.17
(雇用管理制度助成コース <評価・処遇制度>)

非正規
雇用労働者
向け

キャリアアップ助成金 → P.13
(諸手当制度共通化コース)

賃金制度を
整備する場合

保育事業主
向け

職場定着支援助成金 → P.18
(保育労働者雇用管理制度助成コース)

介護事業主
向け

職場定着支援助成金 → P.19
(介護労働雇用管理制度助成コース)

女性の活躍を
促進したい

一般事業主行動計画を
策定・達成した場合

両立支援等助成金 → P.24
(女性活躍加速化コース)

機器・設備を
購入したい

介護事業主が介護福祉機器を
購入する場合

職場定着支援助成金 → P.20
(介護福祉機器助成コース)

従業員の
健康を
増進したい

法定外の健康
診断制度を導入
する場合

正規
雇用労働者
向け

職場定着支援助成金 → P.17
(雇用管理制度助成コース <健康づくり制度>)

非正規
雇用労働者
向け

キャリアアップ助成金 → P.11
(健康診断制度コース)

1. 人材開発支援助成金

中小企業などで従業員のキャリア形成を支援する

人材開発支援助成金（特定訓練コース）

以下の訓練を実施した事業主または事業主団体等へ助成。

- ・生産性向上に直結する訓練
- ・採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者へ実施する訓練
- ・熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練または認定職業訓練
- ・海外関連業務に従事する労働者の人材育成のための訓練
- ・厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練
- ・中高年齢（45歳以上）新規雇用者等を対象としたOJT付き訓練

主な受給要件

1. 事前に事業内職業能力開発計画を作成するとともに、対象労働者に対して下記の要件にすべて該当する訓練を実施するための「年間職業能力開発計画」を作成して管轄の労働局に提出すること
2. Off-JTにより実施される訓練であること
3. 職務に関連した専門的な知識および技能の習得をさせるための訓練であること
4. 10時間以上の訓練を実施したこと など

主な支給内容

対象	企業規模	支給額
賃金助成	中小企業	1時間あたり760円<960円>
	中小企業以外	1時間あたり380円<480円>
訓練経費助成	中小企業	実費相当額の45%（※1）
	中小企業以外	中小企業以外30%（※2）
OJT実施助成	中小企業	1時間あたり665円<840円>
	中小企業以外	1時間あたり380円<480円>

※1. 生産性要件を満たす場合または特定分野認定実習併用職業訓練の場合は60%、生産性要件を満たし、かつ、特定分野認定実習併用職業訓練の場合は75%

※2. 生産性要件を満たす場合または特定分野認定実習併用職業訓練の場合は45%、生産性要件を満たし、かつ、特定分野認定実習併用職業訓練の場合は60%

* 若者雇用促進法に基づく認定事業主は更に優遇助成の適用

受給のための手続き

いつ	実施計画	訓練実施の1か月前
	支給申請	訓練終了後2か月以内
どこに	都道府県労働局 若しくはハローワーク	
なにを	計画申請	訓練実施計画届など
	支給申請	支給申請書など

人材開発支援助成金（一般訓練コース）

特定訓練コース以外の訓練を実施した中小企業事業主または事業主
団体等へ助成。

主な受給要件

1. 事前に事業内職業能力開発計画を作成するとともに、対象労働者に対して下記の要件にすべて該当する訓練を実施するための「年間職業能力開発計画」を作成して管轄の労働局に提出すること
2. Off-JTにより実施される訓練であること
3. 職務に関連した専門的な知識および技能の習得をさせるための訓練であること
4. 特定訓練コース以外の20時間以上の訓練を実施したこと など

主な支給内容

* 若者雇用促進法に基づく認定事業主は更に優遇助成の適用

対象	支給額
賃金助成	1時間あたり380円<480円>
訓練経費助成	実費相当額の30%<45%>

受給のための手続き

いつ	実施計画	訓練実施の1カ月前
	支給申請	訓練終了後2カ月以内
どこに	都道府県労働局 若しくはハローワーク	
なにを	計画申請	訓練実施計画届など
	支給申請	支給申請書など

人材開発支援助成金（キャリア形成支援制度導入コース）

以下の制度を導入・実施した事業主に対して助成。

- ・セルフ・キャリアドック制度
- ・教育訓練休暇制度または教育訓練短時間勤務制度

主な受給要件

1. 雇用保険適用事業主であること
2. 労働局長が認定した制度導入・適用計画に基づき、人材育成制度を新たに導入し、その制度を雇用する被保険者に実施した事業主であること
3. 労働組合などの意見を聴取し、事業内職業能力開発計画を作成し、雇用する被保険者に周知していること
4. 職業能力開発推進者を選定していること など

主な支給内容

対象	支給額
制度導入助成	47.5万円<60万円> (※業界検定制度は経費助成 2/3)

受給のための手続き

いつ	実施計画	制度導入の1カ月前
	支給申請	制度実施後6カ月経過後2カ月以内
どこに	都道府県労働局	
なにを	計画申請	制度導入・適用計画届など
	支給申請	支給申請書など

中小企業で従業員のキャリア形成を支援する

人材開発支援助成金(職業能力検定制度導入コース)

以下の制度を導入・実施した中小企業事業主(業界検定制度は事業主団体等)に助成。

- ・技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度
- ・社内検定制度
- ・業界検定制度

主な受給要件

1. 雇用保険適用事業主であること
2. 労働局長が認定した制度導入・適用計画に基づき、人材育成制度を新たに導入し、その制度を雇用する被保険者に実施した事業主であること
3. 労働組合などの意見を聴取し、事業内職業能力開発計画を作成し、雇用する被保険者に周知していること
4. 職業能力開発推進者を選定していること など

主な支給内容

対象	支給額
制度導入助成	47.5万円<60万円> (※業界検定制度は経費助成 2/3)

受給のための手続き

いつ	実施計画	制度導入の1カ月前
	支給申請	制度実施後6カ月経過後2カ月以内
どこに	都道府県労働局 若しくはハローワーク	
なにを	計画申請	制度導入・適用計画届など
	支給申請	支給申請書など

2. キャリアアップ助成金

有期契約労働者等の正規雇用への 転換を支援する

キャリアアップ助成金(正社員化コース)

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した事業主に対して助成。

主な受給要件

1. 雇用保険適用事業所ごとに、対象労働者に対し、キャリアアップ計画を作成し、管轄労働局長の受給資格の認定を受けた事業主であること
2. 就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用したこと

主な支給内容

対象	企業規模	支給額
①有期→正規	中小企業	1人あたり 57万円<72万円>
	中小企業以外	1人あたり 42.75万円<54万円>
②有期→無期	中小企業	1人あたり 28.5万円<36万円>
	中小企業以外	1人あたり 21.375万円<27万円>
③無期→正規	中小企業	1人あたり 28.5万円<36万円>
	中小企業以外	1人あたり 21.375万円<27万円>

※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用として直接雇用する場合

①③ 1人あたり28.5万円<36万円>(中小企業以外も同額)加算

※ 対象労働者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合

若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の場合

1人あたり① 9.5万円<12万円>(中小企業以外も同額)加算

②③ 4.75万円<6万円>(中小企業以外も同額)加算

※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合

①③ 1事業所あたり 9.5万円<12万円>(中小企業以外 7.125万円<9万円>)加算

受給のための手続き

いつ	実施計画	取組実施日まで	
	どこに	支給申請	基準日(※)の翌日から2カ月以内
なにを	都道府県労働局若しくはハローワーク	認定申請	キャリアアップ計画書
	支給申請	支給申請書など	

※ 正規雇用等への転換または直接雇用後6カ月分の賃金を支給した日。

有期契約労働者等の企業内での キャリアアップを支援する

キャリアアップ助成金(人材育成コース)

有期契約労働者等に対して職業訓練を行った事業主に対して助成。

主な受給要件

1. 雇用保険適用事業所ごとに、対象労働者に対し、キャリアアップ計画を作成し、管轄労働局長の受給資格の認定を受けた事業主であること
2. 有期契約労働者等に一般職業訓練または有期実習型訓練を実施したこと

主な支給内容

対象	企業規模	支給額
Off-JT 賃金助成	中小企業	1時間あたり 760円<960円>
	中小企業以外	1時間あたり 475円<600円>
Off-JT 訓練 経費助成	中小企業	実費助成(※)
	中小企業以外	

※訓練時間数に応じて1人あたり次の額を限度

【一般職業訓練、有期実習型訓練】

100時間未満	10万円(中小企業以外7万円)
100時間以上200時間未満	20万円(中小企業以外15万円)
200時間以上	30万円(中小企業以外20万円)
(有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合)	
100時間未満	15万円(中小企業以外10万円)
100時間以上200時間未満	30万円(中小企業以外20万円)
200時間以上	50万円(中小企業以外30万円)

【OJT 訓練実施助成】1時間あたり760円<960円>(中小企業以外665円<840円>)

受給のための手続き

いつ	訓練計画	訓練開始日の前日から1カ月前まで (事前にキャリアアップ計画が提出されていること)
	支給申請	訓練終了日から2カ月以内
どこに	都道府県労働局若しくはハローワーク	
なにを	認定申請	キャリアアップ計画書、訓練計画届など
	支給申請	支給申請書など

有期契約労働者等の賃金引上げの取組を支援する

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給を図った事業主に対して助成。

主な受給要件

1. 雇用保険適用事業所ごとに、対象労働者に対し、キャリアアップ計画を作成し、管轄労働局長の受給資格の認定を受けた事業主であること
2. すべてまたは（雇用形態別や職種別など）一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給したこと

主な支給内容

対象	企業規模	支給額
すべての有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定した場合	中業企業	1～3人 9.5万円<12万円>、4～6人 19万円<24万円> 7～10人 28.5万円<36万円> 11～100人 1人あたり2.85万円<3.6万円>
	中小企業以外	1～3人 7.125万円<9万円>、4～6人 14.25万円<18万円> 7～10人 19万円<24万円> 11～100人 1人あたり1.9万円<2.4万円>
一部の賃金規定等を増額改定した場合	中小企業	1～3人 4.75万円<6万円>、4～6人 9.5万円<12万円> 7～10人 14.25万円<18万円> 11～100人 1人あたり1.425万円<1.8万円>
	中小企業以外	1～3人 3.325万円<4.2万円>、4～6人 7.125万円<9万円> 7～10人 9.5万円<12万円> 11～100人 1人あたり0.95万円<1.2万円>

※中小企業において3%以上増額改定を行った場合

- ・すべての賃金規定等改定 1人あたり1.425万円<1.8万円>加算
- ・一部の賃金規定等改定 1人あたり0.76万円<0.96万円>加算

※「職務評価」の手法の活用により実施した場合

1事業所あたり19万円<24万円>（中小企業以外は14.25万円<18万円>）加算

受給のための手続き

いつ	実施計画	取組実施日まで
	支給申請	基準日(※)の翌日から2カ月以内
どこに	都道府県労働局若しくはハローワーク	
なにを	認定申請	キャリアアップ計画書
	支給申請	支給申請書など

※ 増額改定後の賃金に基づき6カ月分の賃金を支給した日。

有期契約労働者等の健康診断制度 の導入促進を支援する

キャリアアップ助成金（健康診断制度コース）

有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、実施した事業主に対して助成。

主な受給要件

1. 雇用保険適用事業所ごとに、対象労働者に対し、キャリアアップ計画を作成し、管轄労働局長の受給資格の認定を受けた事業主であること
2. 有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施したこと

主な支給内容

企業規模	支給額
中小企業	1事業所あたり38万円<48万円>
中小企業以外	1事業所あたり28.5万円<36万円>

受給のための手続き

いつ	実施計画	取組実施日まで
	支給申請	基準日(※)の翌日から2カ月以内
どこに	都道府県労働局若しくはハローワーク	
なにを	認定申請	キャリアアップ計画書
	支給申請	支給申請書など

※ 健康診断等をのべ4人以上に実施した日。

キャリアアップ助成金（賃金規定等共通化コース）

有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに
規定し、適用した事業主に対して助成。

主な受給要件

1. 雇用保険適用事業所ごとに、対象労働者に対し、キャリアアップ計画を作成し、
管轄労働局長の受給資格の認定を受けた事業主であること
2. 労働協約又は就業規則の定めるところにより、有期契約労働者等に関して、正
規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用する
こと
3. 当該賃金規定等の区分を有期契約労働者等と正規雇用労働者等についてそ
れぞれ3区分以上設け、かつ、同一の区分を2区分以上設け適用し、同一区分
に対象労働者が格付けされていること

主な支給内容

企業規模	支給額
中小企業	1事業所あたり57万円<72万円>
中小企業以外	1事業所あたり42.75万円<54万円>

受給のための手続き

いつ	実施計画	取組実施日まで
	支給申請	基準日(※)の翌日から2カ月以内
どこに	都道府県労働局若しくはハローワーク	
なにを	認定申請	キャリアアップ計画書
	支給申請	支給申請書など

※ 賃金規定等共通化後の賃金に基づき6カ月分の賃金を支給した日。

キャリアアップ助成金（諸手当制度共通化コース）

有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した事業主に対して助成。

主な受給要件

1. 雇用保険適用事業所ごとに、対象労働者に対し、キャリアアップ計画を作成し、管轄労働局長の受給資格の認定を受けた事業主であること
2. 有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の諸手当制度を新たに規定・適用したこと

主な支給内容

企業規模	支給額
中小企業	1事業所あたり38万円<48万円>
中小企業以外	1事業所あたり28.5万円<36万円>

受給のための手続き

いつ	実施計画	取組実施日まで
	支給申請	基準日(※)の翌日から2カ月以内
どこに	都道府県労働局若しくはハローワーク	
なにを	認定申請	キャリアアップ計画書
	支給申請	支給申請書など

※ 諸手当制度共通化後の規定に基づき6カ月分の賃金を支給した日。

短時間労働者の賃金の引上げ支援により、社会保険の加入を推進する

キャリアアップ助成金

(選択的適用拡大導入時処遇改善コース)(P)

積極的に社会保険の適用拡大を行う従業員500人以下の企業において、短時間労働者の賃金の引上げを実施した事業主に対して助成。

主な受給要件

1. 雇用保険適用事業所ごとに、対象労働者に対し、キャリアアップ計画を作成し、管轄労働局長の受給資格の認定を受けた事業主であること
2. 労使合意に基づく適用拡大導入時に、新たに社会保険が適用され保険料負担が生じる有期契約労働者等の賃金を一定の割合で引き上げたこと

主な支給内容

賃金引上げ割合	企業規模	支給額
3%以上	中小企業	19,000円<24,000円>
	中小企業以外	14,250円<18,000円>
5%以上	中小企業	38,000円<48,000円>
	中小企業以外	28,500円<36,000円>
7%以上	中小企業	47,500円<60,000円>
	中小企業以外	33,250円<42,000円>
10%以上	中小企業	76,000円<96,000円>
	中小企業以外	57,000円<72,000円>
14%以上	中小企業	95,000円<120,000円>
	中小企業以外	71,250円<90,000円>

受給のための手続き

いつ	実施計画	取組実施日まで
	支給申請	基準日(※1)の翌日から2カ月以内
どこに	都道府県労働局(※2)	
なにを	認定申請	キャリアアップ計画書
	支給申請	支給申請書など

※1 引上げ後の賃金に基づき6カ月分の賃金を支給した日。

※2 申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができます。

短時間労働者の週所定労働時間を延長し、
社会保険加入を推進する

キャリアアップ助成金

(短時間労働者労働時間延長コース)

短時間労働者の週所定労働時間を延長し、社会保険を適用した事業主に対して助成。

主な受給要件

1. 雇用保険適用事業所ごとに、対象労働者に対し、キャリアアップ計画を作成し、管轄労働局長の受給資格の認定を受けた事業主であること
2. 雇用する有期契約労働者等について、週所定労働時間を5時間以上延長または賃金規定等改定コースもしくは選択的適用拡大導入時処遇改善コースと併せて労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上5時間未満延長し、新たに社会保険に適用したこと

主な支給内容

対象	企業規模	支給額
週所定労働時間を5時間以上延長した場合	中小企業	1人あたり19万円<24万円>
	中小企業以外	14. 25万円<18万円>

※ 「賃金規定等改定コース」または「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せて労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上5時間未満延長した場合の1人あたりの支給額。()内は中小企業以外の支給額。

1時間以上2時間未満 38,000円<48,000円> (28,500円<36,000円>)

2時間以上3時間未満 76,000円<96,000円> (57,000円<72,000円>)

3時間以上4時間未満 11.4万円<14.4万円> (85,500円<10.8万円>)

4時間以上5時間未満 15.2万円<19.2万円> (11.4万円<14.4万円>)

受給のための手続き

いつ	実施計画	取組実施日まで
	支給申請	基準日(※1)の翌日から2カ月以内
どこに	都道府県労働局(※2)	
なにを	認定申請	キャリアアップ計画書
	支給申請	支給申請書など

※1 労働時間延長後6カ月分の賃金を支給した日。

※2 申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができます。

3. 職場定着支援助成金

雇用管理制度の導入を通じて従業員の離職率低下に取り組む事業主を支援する

職場定着支援助成金（雇用管理制度助成コース）

雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度）の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成する。

主な受給要件

1. 労働協約または就業規則の変更により、通常の労働者に対する雇用管理制度（以下、①～⑤）を新たに導入すること（制度導入助成）
 - ①評価・処遇制度、②研修制度、③健康づくり制度、④メンター制度、⑤短時間正社員制度（保育事業主のみ）
2. 制度整備計画期間終了後の一定期間経過後に離職率低下目標を達成すること（目標達成助成）

主な支給内容

対象	支給額
制度導入助成	各10万円 (①評価・処遇制度 ②研修制度 ③健康づくり制度 ④メンター制度、⑤短時間正社員制度(保育事業主のみ))
目標達成助成(※)	57万円<72万円>

※目標達成助成は一定期間経過後に離職率低下目標を達成した場合に支給

受給のための手続き

いつ	制度整備計画	計画開始日の6か月前から1か月前の日の前日
	支給申請(制度導入助成)	計画期間終了の日の翌日から2か月間
	支給申請(目標達成助成)	計画期間終了の日の翌日から起算して12ヶ月経過する日から2か月間
どこに	都道府県労働局若しくはハローワーク	
なにを	制度整備計画など	
	支給申請書など	

賃金制度の整備を通じて従業員の離職率低下に取り組む 保育事業主を支援する

職場定着支援助成金(保育労働者雇用管理制度助成コース)

賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下に取り組む保育事業主に対して助成。

主な受給要件

1. 保育事業主であること
2. 労働協約または就業規則の変更により、保育労働者に対する賃金制度を整備すること(制度整備助成)
3. 賃金制度整備計画期間終了後の一定期間経過後に離職率低下目標を達成すること(目標達成助成)

主な支給内容

対象	支給額
制度整備助成	50万円
目標達成助成(※)	第1回:57万円<72万円>
目標達成助成(※)	第2回:85.5万円<108万円>

※目標達成助成は一定期間経過後に離職率低下目標を達成した場合に支給

受給のための手続き

いつ	制度整備計画	計画開始日の6か月前から1か月前の日の前日
	支給申請(制度整備助成)	計画期間終了の日の翌日から2か月間
	支給申請(目標達成助成(1回目))	計画期間終了の日の翌日から起算して12ヶ月経過する日から2か月間
	支給申請(目標達成助成(2回目))	計画期間終了の日の翌日から起算して36ヶ月経過する日から2か月間
どこに	都道府県労働局若しくはハローワーク	
なにを	制度整備計画など	
	支給申請書など	

賃金制度の整備を通じて従業員の離職率低下に取り組む 介護事業主を支援する

職場定着支援助成金(介護労働者雇用管理制度助成コース)

賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主に対して助成。

主な受給要件

1. 介護事業主であること
2. 労働協約または就業規則の変更により、介護労働者に対する賃金制度を整備すること(制度整備助成)
3. 賃金制度整備計画期間終了後の一定期間経過後に離職率低下目標を達成すること(目標達成助成)

主な支給内容

対象	支給額
制度整備助成	50万円
目標達成助成(※)	第1回:57万円<72万円>
目標達成助成(※)	第2回:85.5万円<108万円>

※目標達成助成は一定期間経過後に離職率低下目標を達成した場合に支給

受給のための手続き

いつ	制度整備計画	計画開始日の6か月前から1か月前の日の前日
	支給申請(制度整備助成)	計画期間終了の日の翌日から2か月間
	支給申請(目標達成助成(1回目))	計画期間終了の日の翌日から起算して12ヶ月経過する日から2か月間
	支給申請(目標達成助成(2回目))	計画期間終了の日の翌日から起算して36ヶ月経過する日から2か月間
どこに	都道府県労働局若しくはハローワーク	
なにを	制度整備計画など 支給申請書など	

介護福祉機器の導入等を通じて従業員の離職率低下に取り組む介護事業主を支援する

職場定着支援助成金(介護福祉機器助成コース)

介護労働者の身体的負担を軽減するため、新たな介護福祉機器の導入等を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主に対して助成。

主な受給要件

1. 介護事業主であること
2. 認定された導入・運用計画に基づき機器を導入し、介護労働者の雇用管理改善に努めていること(機器導入助成)
3. 導入・運用計画期間終了1年経過後に、介護労働者の離職率に関する目標を達成していること(目標達成助成)

主な支給内容

対象	支給額
機器導入助成	支給対象費用の25%(上限150万円)
目標達成助成	支給対象費用の20%＜35%＞(上限150万円)

※目標達成助成は一定期間経過後に離職率低下目標を達成した場合に支給

受給のための手続き

いつ	計画	計画開始日の6か月前から1か月前の日の前日
	支給申請(機器導入助成)	計画期間終了の日の翌日から2か月間
	支給申請(目標達成助成)	計画期間終了の日の翌日から起算して12ヶ月経過する日から2か月間
どこに	都道府県労働局若しくはハローワーク	
なにを	導入・運用計画など	
	支給申請書など	

4. 業務改善助成金

事業場内の最低賃金を引き上げる 中小企業事業主を支援する

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対し、その設備投資などにかかった費用の一部を助成。

主な受給要件

1. 事業場内最低賃金が適用される労働者の賃金を一定額以上引き上げること
2. 生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと

主な支給内容

事業場内最低賃金の引き上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10<3/4> (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4<4/5>)	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上		70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上		100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場
90円以上		150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上		200万円	

受給のための手続き

いつ	実施計画	事業実施の1か月前
	支給申請	交付額確定通知後
どこに	都道府県労働局	
なにを	実施計画	交付申請書など
	支給申請	支払請求書など

5. 兩立支援等助成金

女性が活躍しやすい職場環境の整備等に取り組む 事業主を支援する

両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）

女性活躍推進法に基づいて行動計画に女性の活躍に関する取組目標、数値目標を掲げ、女性が活躍しやすい職場環境の整備等に取り組む、目標を達成した事業主に対して助成。

主な受給要件

1. 自社の女性の活躍状況の把握・課題分析を踏まえた一般事業主行動計画を策定したこと
2. 一般事業主行動計画等を厚生労働省HP「女性の活躍推進企業データベース」に掲載したこと
3. 一般事業主行動計画に定めた取組目標、数値目標を達成したこと

【助成対象となる目標類型】

- 女性の積極採用に関する目標、○女性の配置・育成・教育訓練に関する目標
- 女性の積極登用・評価・昇進に関する目標、○多様なキャリアコースに関する目標

主な支給内容

対象	支給額		利用限度
	中小企業	中小企業以外	
取組目標の達成時	28.5万円<36万円>	—	1企業1回
数値目標の達成時	28.5万円<36万円>	—	1企業1回
女性管理職比率が一定の基準以上	47.5万円<60万円>	28.5万円<36万円>	

受給のための手続き

いつ	支給申請	各目標達成日の翌日から2か月以内
どこに	都道府県労働局	
なにを	支給申請書など	

6. 職場意識改善助成金

従業員の健康確保のため職場環境の整備等に取り組む
事業主を支援する

職場意識改善助成金（勤務間インターバル導入コース）

労働時間等の設定の改善を図り、過重労働の防止及び長時間労働の抑制に向けた勤務間インターバルの導入に取り組んだ際に、その実施に要した費用の一部を中小企業事業主に対して助成。

主な受給要件

1. 事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバル（※1）を導入すること
 2. 設備・器具の導入などの取り組みを行うこと
 3. 成果目標（※2）を達成すること
- ※1. 休憩時間数を問わず、就業規則等において「終業から次の始業までの休憩時間を確保することを定めているもの」を指します。
- ※2. 新規導入、適用範囲の拡大、若しくは時間延長

主な支給内容

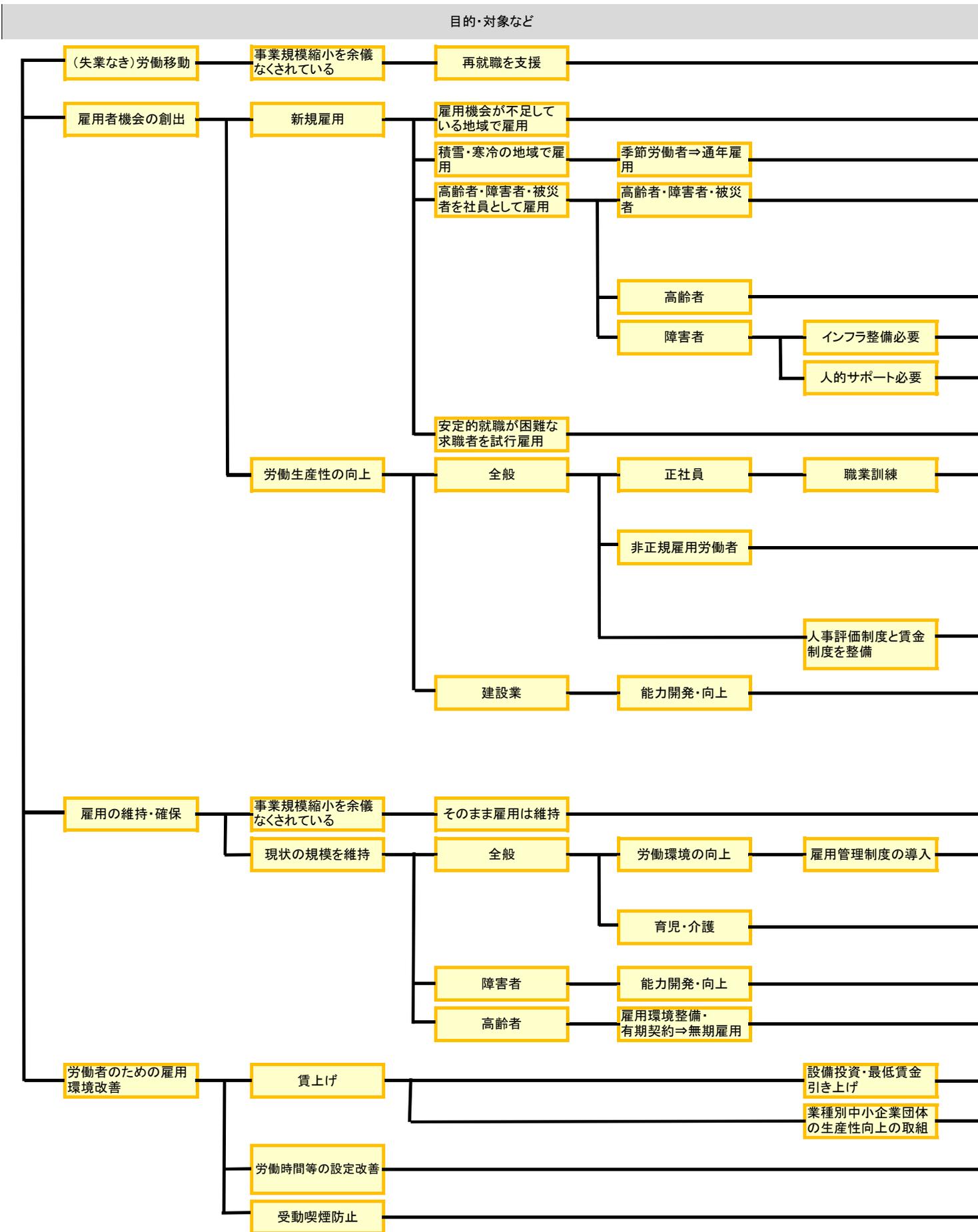
休憩時間数	支給額	
	「新規導入」に該当する取組がある場合	「適用範囲の拡大」又は「時間延長」に該当する取組がある場合
9時間以上11時間未満	40万円	20万円
11時間以上	50万円	25万円

受給のための手続き

いつ	改善事業	改善事業実施前、平成29年12月15日まで
	支給申請	改善事業完了日から1か月又は平成30年2月末日のいずれか早い日まで
どこに	都道府県労働局	
なにを	事業実施承認書	事業実施承認申請書など
	支給申請	支給申請書、事業実施結果報告書など

7. その他の助成金

【労働関係助成金_フロー表】



生産性要件とは、助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における「生産性」の伸び率が、その3年前に比べて、①6%以上、又は②1%以上6%未満であること。
 (ただし、②の場合は、都道府県労働局が申請企業の成長性等に関して金融機関に照会して判定)
 (計算式)

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産} \cdot \text{不動産賃貸料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

 ※印のコースは、生産性要件を成長性要件の中の一要件としています。

助成金名 (下線部…生産性要件の対象)	概要	コース詳細 (下線部…生産性要件の対象)
■労働移動支援助成金	事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、民間の職業紹介事業者等に委託等により再就職の実現支援を行う事業主に対して助成	<ul style="list-style-type: none"> ・再就職支援コース ・人材育成支援コース(※) ・中途採用拡大コース ・早期雇入れ支援コース(※) ・移籍人材育成支援コース(※)
■地域雇用開発助成金	雇用機会の不足する地域等で、事業所の設置や創業を通じ地域求職者等の雇入れを行った事業主に対し助成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域雇用開発コース ・沖縄若年者雇用促進コース
■通年雇用奨励金	北海道等、冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した事業主に対して助成	
■特定求職者雇用開発助成金	高齢者(60歳以上65歳未満)や障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成	<ul style="list-style-type: none"> ・特定就職困難者コース ・被災者雇用開発コース ・発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース ・三年以内既卒者等採用定着コース ・長期不安定雇用者雇用開発コース ・生活保護受給者等雇用開発コース ・生涯現役コース ・障害者初回雇用コース
■生涯現役起業支援助成金	中高年齢者が起業によって、中高年齢者の雇入れを伴う雇用機会の創出した場合に助成	
■中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金	障害者の雇入れ計画を作成し、障害者10人以上の雇用とともに必要な施設・設備等を設置・整備する中小企業事業主に対して助成	
■障害者雇用安定奨励金	障害者の雇入れとともに、業務に必要な援助や指導を行う者を配置する事業主等に対して助成	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者職場定着支援コース ・障害者職場適応援助コース ・障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース
■トライアル雇用奨励金	ハローワーク等を通じ、職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者を一定期間試用雇用した場合に助成	<ul style="list-style-type: none"> ・一般トライアルコース ・障害者トライアルコース ・障害者短時間トライアルコース
■人材開発支援助成金	労働者のキャリア形成を促進するため、労働者に対して職務に関連した専門知識および技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合や制度の導入および適用をした際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成	<ul style="list-style-type: none"> ・特定訓練コース ・一般訓練コース ・キャリア形成支援制度導入コース ・職業能力検定制度導入コース
■キャリアアップ助成金	いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進する取り組みを実施した事業主に対して助成	<ul style="list-style-type: none"> ・正社員化コース ・賃金規定等改定コース ・賃金規定等共通化コース ・選択的適用拡大導入時処遇改善コース ・短時間労働者労働時間延長コース ・人材育成コース ・健康診断制度コース ・諸手当制度共通化コース
■人事評価改善等助成金	生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上を図り、賃金アップと離職率の低下を実現した事業主に対して助成	
■建設労働者確保育成助成金	建設労働者の雇用改善、技能向上を行う中小建設事業主等に対して助成(労働環境の向上を目的としたコースも含まれる)。	<ul style="list-style-type: none"> ・認定訓練コース ・技能実習コース ・雇用管理制度助成コース ・登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース ・若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース ・若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コース ・建設広域教育訓練コース ・作業員宿舎等設置助成コース ・女性専用作業員施設設置助成コース
■雇用調整助成金	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、休業、教育訓練、出向によって労働者の雇用維持を図る事業主に対して助成	
■職場定着支援助成金	魅力ある職場作りのための労働環境の向上等を図る事業主等に対して助成	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用管理制度助成コース ・介護労働者雇用管理制度助成コース ・保育労働者雇用管理制度助成コース ・中小企業団体助成コース ・介護福祉機器助成コース
■両立支援等助成金	職業生活と家庭生活を両立させるための制度導入や事業内保育施設の設置・運営、女性活躍促進のための取組を行う事業主に対して助成	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内保育施設コース ・介護離職防止支援コース ・再雇用者評価処遇コース ・出生時両立支援コース ・育児休業等支援コース ・女性活躍加速化コース
■障害者職業能力開発助成金	障害者の能力開発等のために能力開発訓練事業を行う事業主に対して助成	
■65歳超雇用推進助成金	高齢者の活用促進のため雇用環境を整備する事業主等に対して助成	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳超継続雇用促進コース ・高齢者雇用環境整備支援コース ・高齢者無期雇用転換コース
■業務改善助成金	生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた事業主に対し設備費用の一部を助成	
■業種別中小企業団体助成金	対象業種の事業主団体が、業界全体として傘下企業の生産性向上と賃金底上げを図るための環境整備に取り組む費用を助成	
■職場意識改善助成金	所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進その他労働時間等の設定の改善を図る中小企業事業主に対して、費用の一部を助成	<ul style="list-style-type: none"> ・職場意識改善コース ・時間外労働上限設定コース ・テレワークコース ・所定労働時間短縮コース ・勤務間インターバル導入コース
■受動喫煙防止対策助成金	職場の受動喫煙防止対策を行う中小企業事業主に対して、費用の一部を助成	

